

令和3年度第1回 宗像市保健福祉審議会議事録（要旨）

| | |
|---------------------|---|
| 開催年月日 | 令和3年10月26日（火） |
| 開催時間 | 18時55分～20時30分 |
| 会場 | 宗像市役所北館2階 202会議室 |
| 宗像市保健福祉審議会 委員出席者 | 鬼崎会長、柴田副会長、瓜生委員、木村委員、坂口委員、 鶴田委員、中谷委員、中村委員、藤城委員、前村委員、 松倉委員、水島委員 |
| 事務局 | 林田健康福祉部長 花田福祉課長、甲斐田障害者福祉係長、中野生活支援課長、 西川健康課長、村山新型コロナワクチン接種推進室長、 福嶋介護保険課長、山口高齢者支援課長、高宮高齢者支援課参 事（地域包括支援センター管理者）、秦国保医療課長 【審議会担当：福祉課保健福祉総務係 上田係長、松井、福本】 |

【開会】（18:55）

花田課長： 宗像市保健福祉審議会規則第5条第2号により、委員の半数以上の出席が宗像市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の成立条件である。本日は委員総数14人のうち12人が出席しているため、審議会は成立することを報告する。

それでは、これより審議会を開催する。以降の会議の進行は会長にお願いする。

1. 開会あいさつ

鬼崎会長あいさつ

2. 委嘱状の交付について

新たな委員の紹介、委嘱状交付

（本来なら市長が手渡しするところだが、コロナウイルス感染症対策の観点から机上配布に変更）

水島委員の自己紹介

3. 委員及び市関係職員の紹介について

委員及び市関係職員の自己紹介

4. 議事録（議事要旨）署名委員の指名について

会長： 議事録署名委員を2人指名する。名簿順に選出ということで坂口委員と柴田委員に引き受けていただきたいが、いかがか。

（両委員が承認）

●結果： 議事録署名委員に坂口委員と柴田委員が指名された。

5. 報告事項

第4次宗像市保健福祉計画の進捗状況（令和2年度分）

会長： 第4次宗像市保健福祉計画の進捗状況について、委員の皆様からの意見や質問をいただきたい。まずは、事前に提出された意見や質問に対して事務局から説明をお願いします。

花田課長： 委員から提出された意見や質問は、配布した質問のまとめのとおり8件である。上から順番に回答させていただく。

- ・1件目：表記の誤りについて

花田課長： 本件資料の表記に誤りがあったため訂正をお願いしたい。1つは、P14下から2行目の「対策」が「対先」になっている点、もう1つは、P50上から2行目の「移送車」が「移送者」になっている点である。以上2点について、訂正してお詫びする。

- ・2件目：宗像市社会福祉協議会（以下「宗像市社協」という。）のライフサポート事業と福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の日常生活自立支援事業の違いについて

花田課長： この件については、実際に事業を行っている宗像市社協からの回答として、柴田副会長に回答をお願いします。

副会長： 現状としては、実施している主体が違うというだけで、サービスの内容の違いはない。従前は、宗像市社協が各市町村の社会福祉協議会（以下「各市町村社協」という。）と連携して県社協の「日常生活自立支援事業」に取り組んでいた。しかし、宗像市社協としては、もっと住民に寄り添った支援を行いたいと考え、独自の事業として新たに「ライフサポート事業」を立ち上げた。当初は、料金設定に若干の違いがあったが、その後、県社協の事業が各市町村社協へ委託となったため、現在は同じ内容で事業

を行っている。こうした経緯から、同じ内容の事業を2つ並行して行っているような形となっている。主なサービスの内容としては、福祉サービスの利用手続きの支援や郵便物の管理などを行う「生活支援サービス」、日常生活の金銭管理を行う「生活費管理サービス」、「通帳等預かりサービス」の3つがある。

- ・ 3件目：成年後見制度の中核機関とは何か、また、法人後見事業の推進との関係について
- ・ 4件目：令和3年度中の中核機関設置に向けた取り組みの進捗状況、市の中核機関が担う役割・機能のイメージ等について

山口課長： 3件目と4件目について、まとめて回答させていただく。中核機関とは、新たな施設や組織という意味ではなく、機能を指している。本市では市直営で中核機関を担っており、高齢分野を担当する高齢者支援課と障がい分野を担当する福祉課が一緒に取り組んでいる。役割・機能としては、具体的に5つある。「①相談支援」については、現在、高齢分野では市役所を含む7か所の地域包括支援センターで、障がい分野では宗像市社協に委託し福祉課内に設置している宗像市障害者生活支援センターで行っている。「②チームの支援」については、事例に応じて関係機関が連携して、個別支援を行っている。「③協議会の開催」、「④家裁との連携」、「⑤後見人受任者調整等の支援」については、今年度、新たに取り組むものである。

法人後見事業の推進との関係については、宗像市社協のライフサポート事業の利用者が判断能力の低下によって成年後見が必要となった場合に、法人が成年後見を担うことになっているため、これを一緒に支援していきたいと考えている。

会長： 全国的に高齢化が進み、高齢者の自立支援や後見制度の需要が高まっているため、宗像市でもこれらの事業を積極的に取り組んでいるものと考えている。

- ・ 5件目：要介護認定を受けた高齢者への配食サービスの具体的な内容、一般の配食サービス（自費）との違いについて

山口課長： この配食サービスは、独居高齢者の見守りと低栄養改善の2つの目的を兼ねた配食サービスである。一般の配食サービスとの違いは、要介護認定を受けた高齢者への配食サービスのほうが安価で利用できることである。本市は、4社と契約しており、1食当たり470円（1社）もしくは450円（3社）、低所得者には300円で提供している。一方、一般の配食サービスは、業者にもよるが、1食当たり600円や670円となっている。なお、同じ業者であれば、食事の内容に違いはない。

水島委員： 配食サービスを希望される方は多いが、市が行っている配食サービスの存在は知らなかった。どこから市の配食サービスの利用に繋がるのか。

山口課長： 地域包括支援センターやケアマネージャー、民生委員・児童委員から繋がることが多い。ただ、市の配食サービスは、介護保険を一部導入しているため、利用対象者になるための基準が設けられている。この基準については、相談の際に説明している。

- ・ 6件目：「第8期介護保険事業計画ワーキング会議」を第1層協議体として位置づけている。第1層協議体の役割・機能としての評価について

高宮参事： 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、第2層協議体での協議を行えず、第1層協議体での協議も行えなかった。しかし、これまで第2層協議体で積み上げてきた地域での課題を解消したいため、令和2年度に限り「第8期介護保険事業計画ワーキング会議」を第1層協議体として位置づけた。会議では、地域で支え合う仕組みづくりにとどまらず、地域包括ケアシステムの深化、推進及び地域共生社会の実現に向けて協議し、生活支援体制整備事業と重層的な事業計画の策定を行った。今後は、新型コロナウイルス感染症拡大と協議体の両立を図りながら、必要に応じて関係団体等に参加いただき、本市として最も有効な第1層協議体の在り方を検討していきたい。

副会長： 宗像市社協は、第2層協議体の運営を受託しているが、令和2年度はコロナの影響で思うような活動ができなかった。第2層の立場として、市全体の課題を検討する第1層協議体での理解、取り組みが進めば、第2層の動きもよりスムーズに行えるのではないかと考え、質問させてもらった。

- ・ 7件目：権利擁護部会について

甲斐田係長： 権利擁護部会は、障害者自立支援協議会に設けられた部会のうちの1つに位置する。部会は、生活支援部会、就労部会、権利擁護部会の3つがあり、権利擁護部会では、障害者への差別や虐待などから権利を擁護するために、事案の実態や課題の把握を行ったり、関係機関との情報共有を行っている。また、差別解消法に基づく差別解消支援地域協議会としての機能も持つ。メンバーは、障害者相談支援事業所や宗像市社協、宗像市人権擁護委員などで構成されており、年に1、2回開催している。

会長： 障害者自立支援協議会は他の市でも設置されてきているが、本格的に進んでない状況がある。そこが今後の課題であり、協議会の取り組みが全体的な底上げに繋がると考えられる。

- ・ 8 件目：【意見】 計画策定の前提として「地域共生社会の実現」という国の考え方が述べられている。各事業の一つひとつが共生社会を構成する取り組みになるものと考えられるため、これからの時代は地域や市民に対してもこの「地域共生社会」というテーマを強く発信していく必要があり、市民の意識を高めていくことが個別の事業にも効果的だと考える。

上田係長： 市全体で取り組む必要があり、そのために、市民に対して啓発していく必要があると考えている。

副会長： 少子高齢化や人口減少などが進行し続けており、私の地元では、人材不足の問題がでてきた。個人的には、こうした福祉に特化しない部分も含め、広い概念で捉えることに意味があると考えている。地域社会をどう維持していくか、そして、課題を抱える人を地域でどう支えていくかということを市民に意識的に認識してもらうことが重要になると考える。

会長： 事前に提出いただいた意見や質問については以上である。そのほか意見等はないか。

(意見等なし)

会長： その他の報告事項として、福祉課から報告があるようなので説明をお願いします。

重層的支援体制整備事業について

上田係長： 重層的支援体制整備事業について報告する。困っている人をみんなで元気にさせようということで社会福祉法の改正が行われた。

国の福祉政策については、これまでは支援が必要な人を保護するという、はっきりとした困難に対応する政策であったが、これからは支援が必要な人に元気になってもらうという、早期対応の政策へと転換した。高齢分野でスタートした包括的支援であるが、平成27年に全世代を対象を広げることが公表され、令和3年4月に改正社会福祉法が施行されたところである。具体的な施策が大きく3つあり、1つ目が、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める「包括的な相談支援体制づくり」、2つ目が、一人ぼっちにさせないよう社会とのつながりを作るための支援を行う「元気になる場へつながり参加支援体制づくり」、3つ目が、2つ目の受け皿となる世代や属性を超えて交流で

きる場や居場所を地域住民が中心となって整備する「地域住民が元気になる場づくりに向けた支援体制づくり」である。

改正社会福祉法で創設された事業の名称は、重層的支援体制整備事業である。この内の「①包括的相談支援事業」が、地域住民が何らかの課題を抱えたときに関係機関が連携して相談対応していく事業である。この①の相談支援事業については、これまでの相談支援事業に、本人以外からの相談にも対応する「④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」と複合課題に対して関係機関で情報共有等を行う「⑤多機関協働事業」が新たに追加されている。「②参加支援事業」が、地域住民が一人ぼっちにならないよう地域社会での活動の機会を提供する事業で、「③地域づくり事業」が②の受け皿となる地域住民が中心となって地域社会に参加するための場をつくる事業である。

新たな相談支援体制のイメージであるが、現在の相談支援体制は、子ども分野の課題を抱えている人に対して子ども分野の相談事業で対応するといった各相談事業で対応する体制となっている。新たな相談支援体制をどのような体制にするかは自治体の自由となっているが、国は3つの例を示している。1つ目が、従来の機能をベースに、高齢分野、障がい分野、子ども分野、困窮分野の4分野の何か悩みを抱えた世帯がどの窓口に行っても連携して対応する基本型事業・拠点である。2つ目が、最大4分野の複数の分野を集約して4分野の相談に対応する統合型事業・拠点である。3つ目が、住民に身近な場所で地域住民等が4分野の相談に対応し、行政が専門的バックアップする地域型事業・拠点である。

新たな連携体制のイメージであるが、複雑化、複合化した課題を抱える地域住民の相談があった場合に、まず、関係する相談支援機関で各相談支援機関の役割分担や支援の方向性を定める。次に、本人の同意が得られた場合には、関係機関全体で個人情報の共有が可能になるため、課題を抱える地域住民に元気になってもらえるよう全体での支援を行うことができる。本人の同意が得られない場合であっても、庁内など守秘義務のあるメンバーでの情報共有は可能となるため、気になる事案の情報共有等を行うことができる。

続いて、重層的支援体制整備事業移行準備事業について説明する。

現在、本市には、大きな分野では高齢、障がい、子ども、困窮、健康、DVの分野に相談支援機関がある。これまで、各分野の法改正に合わせて本市に適した体制整備と事業展開を行い、必要に応じて連携して対応してきた。今般の社会福祉法の改正では、相談支援機関の連携体制の確立、相談支援の充実、社会とのつながりの回復を支援する体制の確立といった次のステップへの体制整備と事業展開が求められている。

令和2年度にヒアリングを行った結果、主な課題として、複合課題を抱える市民の悩みを解決するまでの市民と職員の負担が大きいこと、全ての福祉分野の連携体制がないため、制度のはざまの課題解決が困難なこと、地域における支え合いの土台が崩壊しつつあることが考えられる。この課題を解決するため、令和4年度から重層的支援体制

整備事業移行準備事業に取り組み、まずは庁内での理解を深めるところから始めていきたいと思う。

前村委員： 横の繋がりが広がることはわかったが、複合的な問題が発生したときは、まず市役所に相談にいけば、その後、他の機関にも繋げてもらえるということか。

上田係長： 市役所に限らず、まずは相談しやすい窓口で相談していただいて構わない。そこから連携して対応していく。

副会長： この事業の描き方として、どの部署がこの事業の担当かという考え方では実現は難しいと考える。全ての関係機関が自分たちの取り組みテーマとして認識してもらいたい。

花田課長： おっしゃる通りで、現状、個別の案件では基本的に連携は取れているが、システムとして構築されておらず、庁内全体での共通認識はできていないため、全ての案件で連携できるとは言えない。庁内全体で共通認識されないと庁外へ広がっていかないため、まずは庁内での理解を深めていくことが重要であり、そこが一番の課題だと考えている。

中村委員： いくつか質問させてもらう。まず、先行してこの事業に手を挙げている久留米市や福岡市では、どのような形で事業に取り組むのか。

上田係長： 現時点では、「取り組む」という情報しか分からない。今後、詳しい情報が分かれば参考にしていく。

中村委員： 次に、コンセプトについて質問だが、自治体が、税収も伸びない中で新たにこれだけの事業を行っていくには、資源などの負担がかなりかかると思われる。これは、今、町内にある社会福祉資源を活用するというようなコンセプトか。

上田係長： おっしゃる通り、今ある仕組みや資源を活用しながら連携して取り組んでいく。

中村委員： 最後に、この事業が実現してほしいと思う反面、重層的になると、いろんな問題が重なってきたときに責任の所在が曖昧になってしまい、最終的に問題が放置されてしまわないか危惧する。この事業がうまくいくためには、どこか要となる機関を決めておく必要があると考えるが、いかがか。

上田係長： その点については、今後、庁内で検討、整理していく。ただ、必ずしもすぐに解決できる問題ばかりとは限らない。その場合でも、関係機関で情報共有を行い、継続的に見守り、支援する体制をつくっていく。

中村委員： 町内会の延長というような捉え方でよいか。今の説明では、責任の所在というよりは町内の支え合いの中で解決できないなら仕方ないというように感じた。これからだと思うが、公的機関の役割として、最終的な結末を追求する責任体制のようなところをぜひ検討してもらいたい。

木村委員： 確認だが、今の話の中で「庁内」と「町内」が混在しているように感じたが、いかがか。

中村委員： 特に使い分けているつもりはなかった。

上田係長： 「庁内」という認識で説明させていただいている。中村委員のおっしゃる通り、責任の所在というのは検討していくが、問題によっては、地域の方々と共に解決していかなければいけない問題もある。例えすぐに解決に繋がらない場合であっても、今は解決できないからと放置するのではなく、みんなで情報共有を行い、継続的に支援していくことで少しずつ解決への取り組みを進めていければと考えている。

会長： 他に何か意見はないか。

松倉委員： 地域共生社会を進めていくことはよいが、その中で行政としての役割が退いていかないように注意してもらいたい。また、地域共生という言葉とは相反して、現実には、隣人さえ知らないという人もいほど孤立している。そのような中で、新たな相談支援体制のイメージの一つとして挙げられている地域型事業・拠点のやり方は難しいと考える。その点を踏まえ、宗像市ではどう描いていくか、整理していく必要があると感じた。

会長： 移行整備事業は令和4年度から取り組むということでよいか。

上田係長： その通りである。

水島委員： 現在の相談支援体制の点で提案だが、現在、実際に各分野で受けている相談がどのくらいあるのか、分析してみてもどうか。

上田係長： 第4次保健福祉計画の進捗状況のP9からP12にそれぞれの相談件数を記載している。毎年集計しているため、ぜひ活用していきたい。

副会長： 前提のイメージを描くことも大切だと思う。課題としては、公的サービスが縦割りになってしまっていること、制度のはざままで対応できていない問題があることが挙げられる。さらに、もともと表にでてきていない問題などもあるため、そこを含め、どうアウトリーチし、問題を掘り起こしていくかが大切だと考える。また、その際には、地域共生社会で「分野を問わず地域で支え合う」ということが打ち出されているように、庁内の体制だけでなく、市民、民間事業者など地域全体を含めた大きなテーマで捉えていかなければいけないと考えている。

会長： 意味のある事業だが、実際に取り組むには非常に時間もかかるし、庁内での連携も難しい。しかし、市がぜひ取り組みたいということなので、私たちも必要に応じて積極的に関わっていきたい。

6. その他

会長： その他、連絡事項等はないか。

養護老人ホーム「宗像緑風園」について

山口課長： 12月31日をもって社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会の養護老人ホーム宗像緑風園が閉鎖することとなった。理由としては、施設の老朽化が進む一方で、入所者は定員50人に対し35人と少なく、修理に多額の費用を費やすことができないと判断したことから、入所者の安全確保を第一に考え、閉鎖に至った。今後は、同法人が運営している飯塚市の「愛生苑」が受け入れ可能ということなので、希望があれば、そちらに移動していただく。宗像緑風園の建物は本市が無償譲渡したもので、土地については、本市から貸与しているという経緯もあったため、この場で報告させていただいた。

会長： 事務局から、今後のスケジュールについて説明をお願いします。

上田係長： 今年度の会議については、予定していない。11月30日をもって今期委員の任期が満了となるため、11月中旬に次期委員の推薦を依頼する。協力のほどよろしくをお願いしたい。

会長： 今年度の会議はこれで最後となる。今回の会議では、重層的支援体制整備事業という少し難しい事業の説明があったが、市としてこの新たな事業に取り組んでいき

たいということなので、私たちも支援していく。以上で、審議会を終了する。

【閉会】(20:30)

令和3年11月29日

署名 坂口尚登

署名 柴田祐治